

ASEAN+3マクロ経済調査事務局設立協定

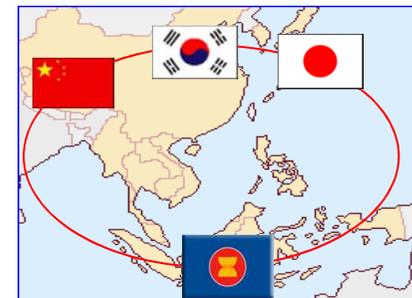
Agreement Establishing ASEAN+3 Macroeconomic Research Office (AMRO)

目的

ASEAN+3(日中韓)地域の経済安定化のため、地域の経済・金融の監視・分析を行うとともに、**チェンマイ・イニシアティブ**(※)の実施を支援する国際機関を設立

背景

- 1997-98年:アジア通貨危機発生 ⇒ 旧チェンマイ・イニシアティブ
- 2008年:世界経済危機発生 ⇒ チェンマイ・イニシアティブ(※)
- 2011年:シンガポール一般国内法人**ASEAN+3マクロ経済調査事務所**設立
課題 一部メンバー国や関係国際機関が一般国内法人に対する情報提供を躊躇
- 2012年:協定交渉開始 2014年10月:署名 2014年12月現在:未発効



主な内容

国際機関化

ASEAN+3マクロ経済調査事務局(AMRO)の設立

AMRO

<AMROの任務> (第3条)

- ◆ 経済・金融状況の監視・分析
- ◆ 経済政策に関する勧告
- ◆ チェンマイ・イニシアティブ(※)実施支援
AMROの経済分析に基づき、メンバーが
スワップ発動の是非を判断

ASEAN+3

- メンバー: ASEAN+3・香港
- 所在地: シンガポール

<メンバーの義務>

- ◆ 経済・金融情報の提供 (第4条)
- ◆ 分担金の拠出 (第13条)
- ◆ 法人格/特権・免除の付与 (第16条~第21条)

※チェンマイ・イニシアティブ:

- 金融危機の地域的な連鎖と拡大を防ぐため、外貨支払に支障を来した国に対し、通貨スワップ(交換)により短期のドル資金を現地通貨を対価として融通する枠組み

早期締結の必要性

- 国際機関化により、必要な情報が入手可能に ➡ より効果的な経済・金融の監視・分析が実現
- AMROは、ASEAN+3地域の経済・金融の安定化に貢献 ➡ 日本・世界全体の経済・金融の安定にとって重要
- 日本の締結は発効の必要条件、日本はこれまで地域の金融セーフティーネット構築を主導 ➡ **早期締結が必要**

※日・中・韓の全て及びASEAN構成国のうち5箇国(含シンガポール)による締結後、60日後に発効(2014年12月現在、締約国なし)。